

第11期第3回福岡県個人情報保護審議会（全体会）議事録

開催日時	平成25年8月22日（木） 午前10時00分から
開催場所	県庁行政棟特9会議室
出席者の氏名等	岡本博志会長、相本倫子委員、宇都宮多美子委員、坂口繁和委員、坂本比呂志委員、原田憲正委員、溝田明美委員、森咲子委員
会議に付した事案の件名	<p>(1) 電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（諮問・答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務 <p>(2) 不服申立部会の審査結果について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に関する記録等に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て ・ 不適格事実照会受理表に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求 <p>(3) 個人情報の流出事案について（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子メールの誤送信 ・ 無料メール共有サービスの利用における情報の不適切な管理 <p>(4) 個人情報保護条例の運用状況について（報告）</p> <p>(5) その他</p>

1 電子計算組織の結合による個人情報の提供の制限に関する例外事項について（諮問・答申）

警察本部外事課から、インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務について諮問の趣旨や内容等の説明を行った。

また、事務局から当該諮問に対する答申案の説明を行った。

審議の結果、インターネットのホームページによる当該個人情報の提供については、適当なものとして認められた。

2 不服申立部会の審査結果について（諮問・答申）

事務局から、2件の不服申立てについて、以下のとおり、審査結果の報告を行った。

- (1) 福岡県知事に対して行われた平成24年9月27日付け異議申立て(児童に関する記録等に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て)の審査結果は、実施機関が行った部分開示決定により不開示とした情報のうち、一部は開示すべきであるというもので、平成25年2月22日に福岡県知事に対して答申を行っている。
- (2) 福岡県公安委員会に対して行われた平成24年12月18日付け審査請求(不適格事照会受理表に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求)の審査結果は、実施機関が行った部分開示決定は妥当であるというもので、平成25年7月18日に福岡県公安委員会に対して答申を行っている。

3 個人情報流出事案について（報告）

総合政策課の職員が、イベントの案内を電子メールで送信する際、送信先全員のメールアドレスを表示したまま送信し、個人情報が流出した事案について、事務局から、事案の概要、今後の対応及び防止策の説明を行った。

労働政策課が業務を委託している福岡県若者しごとサポートセンターの職員が、イベントの案内を電子メールで送信する際、送信先全員の氏名及びメールアドレスを表示したまま送信し、個人情報が流出した事案について、事務局から、事案の概要、今後の対応及び防止策の説明を行った。

広域地域振興課の職員が、インターネット上で無料メール共有サービスを利用して事務連絡を行った際、メールの閲覧対象範囲の設定を適切に行っていなかったため、メール内容が誰でも閲覧可能な状態になっており、個人情報が流出した事案について、事務局から、事案の概要、今後の対応及び防止策の説明を行った。

4 個人情報保護条例の運用状況について（報告）

事務局から、平成24年度個人情報保護条例の運用状況についての報告を行った。

○ 内容

文書による開示請求件数：323件

口頭による開示請求件数（簡易開示）：9,352件

自己の個人情報の訂正請求件数：0件

自己の個人情報の利用停止件数：0件

インターネットのホームページによる情報の提供に関する諮問：1件

5 その他

事務局から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の制度について概要説明を行った。